

第3期(R3年度～R7年度)
武庫川水系河川整備計画
進行管理報告書（案）
[令和4年度版]

～令和3年度の主な取り組み～

令和2年12月

兵 庫 県

目次

管理番号 1	(下流部築堤区間)	1
管理番号 2	(下流部掘込区間)	3
管理番号 3	(中流部)	4
管理番号 4	(上流部及び支川)	5
管理番号 5	(堤防強化 [支川])	7
管理番号 6	(堤防強化 [下流部築堤区間])	8
管理番号 7	(新規遊水地の整備、青野ダムの活用)	9
管理番号 8	(洪水調節施設の継続検討)	10
管理番号 9	(流域対策)	11
管理番号 10	(減災対策)	13
管理番号 11	(正常流量の確保)	16
管理番号 12	(緊急時の水利用)	17
管理番号 13	(健全な水循環の確保)	18
管理番号 14	(「2つの原則」の適用)	19
管理番号 15	(天然アユが遡上する川づくり)	21
管理番号 16	(良好な景観の保全・創出)	22
管理番号 17	(河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	23
管理番号 18	(水質の向上)	24
管理番号 19	(河川の維持管理)	25
管理番号 20	(流域連携)	27
管理番号 21	(モニタリング)	29
管理番号 22	(フォローアップ懇話会) 廃止	30

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1. 河川対策 (1) 河道対策 (2) 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m ³ /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
---------------------	---	-------------	--

施策の概要
掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量2,700m³/s)に対する護岸の整備やバラベットの等による浸水対策等について、下流の整備済区間と同等の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m³/s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号当時は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い事業台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m³/s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m³/s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1)河道対策 ②下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点)	護岸整備やバラベットの等による浸水対策(仁川合流点～生瀬大橋) 河床掘削等(生瀬大橋～名塩川合流点)	護岸整備、バラベットの等(9.0k～15.9k) L=6.9 km 河床掘削(15.9k～18.4k) L=2.5 km 左岸拡幅 L=0.5 km 西望橋架替	-	-	工事着手 2.0km 工事継続	工事完了						

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7		

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)

河川整備計画
の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
1 河川対策
(1) 河道対策
③ 中流部 (名塩川合流点～羽東川合流点)

実施目標
戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m³/s(武田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。

施策の概要

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点における河道への配分流量2,600m³/s)に対し、河川整備を実施する。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)												
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)								
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7) 計		
(1) 河道 対策	護岸整備等 による溢水 対策 (武田尾地 区)	(住宅地 区) 護岸整備等 L=490m (温泉地 区) 護岸整備等 L=360m	護岸整備 L=250m	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③中流部 (名塩川 合流点～ 羽東川合 流点)			用地補償	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
完了済みのため3期計画実績欄網掛け														

完了済みのため3期計画評価 (C)、改善 (A) 欄削除

河川整備計画
の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
1 河川対策

(1) 河川対策

④ 上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川

各河川の目標流量を安全に流下させる。
・大堀川 50m³/s
・荒神川 39m³/s
・波豆川(三田市) 65m³/s
・相野川 45m³/s
・波賀野川 25m³/s
・大堀川(三田市) 100m³/s
・山田川 100m³/s
・武庫川及び真南条川 110m³/s
・波豆川(宝塚市) 160m³/s
・大池川 40m³/s

実施目標

施策の概要

それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)					実績 (D)						
	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1) 河道対策	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.1 km	0.5km 0.3km	0.5km 工事完了 工事継続	0.3km 工事完了						
	荒神川(宝塚市)の整備【市】	河床掘削等(国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.27 km	工事完了 0.03km	0.3km 工事完了	-						
	波豆川(宝塚市)の整備	河道拡幅等(滝本橋～島橋) L=0.3 km	工事着手	工事完了 0.27km	0.03km 工事完了	-						
	波豆川(三田市)の整備	河道拡幅等(中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.2 km	0.2km 延長見直し 工事完了	-	-						
	山田川(三田市)の整備	河道拡幅等(山田滑谷ダム上上流1050m～砥石橋上流500m) L=1.9 km	1.1 km	0.9km 0.07km	0.7km 工事継続 工事完了	工事完了						
	大池川(三田市)の整備	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km	0.1 km	工事完了	-	-						
	相野川(三田市)の整備	河道拡幅等(河橋～2級河川上流端) L=1.4 km	工事着手	0.6km 0.32km	1.1km 工事完了	-						
	武庫川及び真南条川(篠山市)の整備	河床掘削等(岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	0.55 km	0.7km 0.75 km	0.6km 工事完了	-						
	波賀野川(篠山市)の整備	河道拡幅等(JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4 km	事業着手	工事完了 0.1km	0.3km 工事完了	-						

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

第4章 河川整備の事柄に関する事項
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 1 河川対策
 (1) 河道対策
 ④ 上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川

実施目標

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。

施策の概要

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1)河道対策	天王寺川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [トレンチ工による浸透対策] (伊丹市荒牧～宝塚市中筋) L=0.2 km	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天神川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市荻野西～宝塚市山本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄 0.92 km済)	1.0 km 1.21 km	0.11 km 工事完了	-	-	-	-	-	-	-

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		点検・評価 (C) R3			点検・評価 (C) R4			点検・評価 (C) R5		
		点検・評価 (C) R6			点検・評価 (C) R7					

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)	

第4章 河川整備の事柄に関する事項
 第1節 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項
 1 河川対策
 (1) 河道対策

実施目標

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする工法についても検討する。

⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）

築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。
 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。
 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。

施策の概要

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)												
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)								
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7計)		
(1)河道対策	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策(対策実施延長 L=7.3km) ・護岸工による侵食対策(対策実施延長 L=6.2km)	工事継続(浸透対策) L=6.2km (侵食対策) L=0.7km	工事完了(浸透対策) L=1.1km (侵食対策) L=5.5km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤ 下流部築堤区間の堤防強化(南武橋～仁川合流点)	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	-	-	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	堤防に近接する一部の対家屋等の対応	堤防に近接する一部の対家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討			-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])

点検・評価 (C)	R3	R4	R5
点検・評価 (C)	点検・評価 (C)	点検・評価 (C)	点検・評価 (C)
点検・評価 (C)	点検・評価 (C)	点検・評価 (C)	点検・評価 (C)

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	実施目標	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m ³ /sの洪水調節を行う。
第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の活用 ② 青野ダムの活用	実施目標	
施策の概要		武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも40万m ³ 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。
	甲武橋地点流量配分	
	①武庫川遊水地の整備	0→20m ³ /s
	②青野ダムの活用	220→260m ³ /s

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)										
		実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)									
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)						
(2)洪水調節施設の整備	①武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-	R3	R4	R5	R6	R7
	②青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を20万m ³ から40万m ³ に拡大)	試行操作の継続 (事前放流量を20万m ³ から40万m ³ に拡大)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を予備放流量に位置付け)	-	-					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1. 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討	実施目標	河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。
施策の概要	千疋ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
		実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
(2) 洪水調節施設の整備	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	千疋ダム治水活用	・治水活用の検討に必要なデータ蓄積 ・治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討				
			・栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施 ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討 ・上記検討を踏まえ、千疋ダム 既存ダム の治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討				
③ 洪水調節施設の継続検討							

*※治水活用の概要: 治水期(7月~9月)、千疋ダムの貯水位をあらかじめ洪水期間制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m3確保するもの。

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	
点検・評価 (C) R3					
点検・評価 (C) R6					

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	<p>第4章 河川整備の事案に関する事項</p> <p>第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>2 流域対策</p> <p>(武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)</p> <p>「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。</p>
実施目標	<p>「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30mm³/sとする。</p> <p>また、付加的な流出抑制効果が見込まれる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</p>
施策の概要	「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7)計
			2. 流域対策									
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m ³ (約))	約5.7万m ³ 着手(約)	約14.2万m ³ 完成(約)	整備継続(検討中)	整備完了						
	① 調整池の設置及び保全	総合治水条令に基づく重要調整池の設置 流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	条令による義務化	総合治水条令に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行							
(2) 様々な流出抑制対策の推進		急傾斜地等にあり、間伐対象となる人工林の草土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	今後検討(計画策定時に記載)							
	② 森林保全と公益的機能向上	高年齢人工林への一部誘導(混交林整備)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	100ha着手(丹波篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	今後検討(計画策定時に記載)						
	無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発の適切な運用	継続して適切な運用を実施									

※ 100ha = 1km²
(次ページに続く)

<凡例> (約) : 武庫川流域内の合計値、(関) : 関係4県民局の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)					
				第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	R3	R4	R5	R6	R7
②森林保全と公益的機能向上	豪雨時に発生する土砂崩壊や流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所(注)着手	H30までに3箇所(注)着手	今後検討 R5までに3箇所(注)着手	(今後検討)						
	治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25までに29箇所(注)着手	H30までに24箇所(注)着手	今後検討 R5までに24箇所(注)着手	(今後検討)							
③水田への雨水貯留	水田の保全(関係機関連携・農業連携)の課題解決に向けた取り組み等の検討	水田の保持機能の維持・向上	10,141ha(注)優良農地(農振農用地)	10,157ha(注)優良農地(農振農用地)	10,014ha(注)優良農地(農振農用地)	9,993ha(注)優良農地(農振農用地)						
	水田貯留の実施	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施										
④その他の雨水貯留・浸透の取組み	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留・浸透施設の設置										
	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	普及啓発に努め、設置を促進										
		道路側溝等の浸透化										
		透水性舗装										

※ 100ha=1km2

<凡例> (注)：武庫川流域内の合計値、(注)：関係4県民局の合計値、(注)：流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化	実施目標	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
施策の概要	(2) 適正な水利用 河川の流況については、生瀬天橋地点で過去12年間(平成5~16年)の最小の渾水流量が1.43m ³ /sであり、概ね正常流量(1.5m ³ /s)を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)				
		第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標								
	(1) 流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握 農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等 節水の啓発・水利用の合理化 適正な水利用の推進(関係機関連携)	取水実態の把握 取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。 普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことよって、漏水の防止・有収率の向上を図る。 普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進	-	-					
(2) 適正な水利用										

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7			

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
--------------------------------------	--

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第2節 緊急時の水利用 2 緊急時の水利用 (1) 濁水調整および広域的な水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用	実施目標	濁水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
施策の概要	濁水時には、濁水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による濁水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。 震災などの緊急時には、河川水を利用できるような配慮する。		

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(1) 濁水調整および広域的な水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(濁水時) 濁水調整会議等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	濁水の状況に応じて実施								
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施								
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消防用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施								
※濁水時に濁水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済											

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
--------------------------------------	--

実施目標

河川整備計画の事項・項目
 第4章 河川整備の実施に関する事項
 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 3 健全な水循環の確保

兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づき、健全な水循環系の確保

施策の概要

流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)
流域水循環の把握	流域水循環の把握 再掲 人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策 再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備) 再掲 水田の保全(関係機関連携・農業業者連携) ため池の保全 再掲 透水性舗装 再掲 浸透ます等の整備(関係機関連携)	流域水循環の把握 再掲 人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策 再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備) 再掲 水田の保全(関係機関連携・農業業者連携) ため池の保全 再掲 透水性舗装 再掲 浸透ます等の整備(関係機関連携)	流域水循環把握に必要なデータの収集			
			事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 100ha着手(市) 10,141ha(市) 優良農地(農振農用地)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位) 10,157ha(市) 優良農地(農振農用地)	今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載)	今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載) 今後検討(計画策定時に記載)
3. 健全な水循環の確保	貯留浸透施設の整備(関係機関連携) ※ 100ha=1km2	ため池の保全 再掲 透水性舗装 再掲 浸透ます等の整備(関係機関連携)	歩道整備に併せ整備を推進 道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施			

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
点検・評価 (C) R5		点検・評価 (C) R5	

<凡例> (市)：武庫川流域内の合計値、(県)：関係4県民局の合計値、(市)：流域7市域全体の合計値

河川整備計画の事項・項目	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第3節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>1. 動植物の生活環境の保全・再生</p> <p>(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方</p> <p>(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策</p> <p>① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部</p>	実施目標	<p>武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。</p> <p>(武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出</p> <p>(武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生</p> <p>(武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生</p>
施策の概要	<p>河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。</p> <p>(水系全体で戦略的に自然環境の保全・再生を確保できるように「2つの原則」に係る専門検討会*の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組み。)</p> <p>* 「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会</p>		

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)					
	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	実績 (D)				実績 (D)			
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等と手引きの作成	手引きの作成	—	—	—					
	「2つの原則」の「ソルト」の作成	パンレットの作成(完了)	—	—	—					
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	行政手続の迅速化・技術面でサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施							
	河川整備に際して「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施							
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施							
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に伴った潮止堰等の撤去	—	・潮止堰撤去着手 ・1号床止工着手・撤去	潮止堰撤去完了					
		上流側床止め魚道改良	—	—	—	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施				
	干潟の創出	水制工等の設置	—	—	—	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施				
	礫河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削	河川改修にあわせて実施							
	外来植物の除去	河床掘削による	河川改修にあわせて実施							

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事案に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	実施目標	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
施策の概要	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。		

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
河川整備計画の事項・項目 (3)天然アユが遡上する川づくり	取組方針 関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	点検指標 ・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じて生息実態の追加調査等	第3期 (R3~R7) 第4期 (R8~R12)	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

実施目標

第4章 河川整備の実施に関する事項
 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項
 2 良好な景観の保全・創出

河川整備計画の事項・項目

施策の概要

武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。
 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮 ・治水上支障のない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景 	<p>河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づき、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。</p>							
	魅力ある河川景観の創出 (住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> 〈下流部築堤区間〉 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等 	<p>樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討</p>							
	地域のまちなかにあわせて景観をつくり (各市連携)	<ul style="list-style-type: none"> 〈下流部築堤区間〉 汽水城拡張・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出 	<p>〈下流部築堤区間〉 汽水城拡張・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>						
		地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施							

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R7	点検・評価 (C) R3
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)				

実施目標

第4章 河川整備の実施に関する事項
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項
3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保

河川整備計画の事項・項目

人と河川の豊かなふれあいが及び適正な河川利用の確保。
人河川の豊かなふれあいが及び適正な河川利用の確保。
河川整備の実施に関する事項
河川環境の整備と保全に関する事項
河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保
自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。
なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

施策の概要

1. 期別計画 (P)	2. 実績 (D)										
	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
河川整備計画の事項・項目	<p>自然環境・治水計画との調和に留意しつつ、多様な要請に対応</p> <p>武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)</p> <p>秩序ある本利用(流域市連携)関係機関連携</p> <p>汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出(住民連携)</p>	<p>多様な要請への対応</p> <p>河川利用の利便性の確保</p> <p>自然を生かした水辺の創出や施設の整備</p> <p>条件ある水産利用</p> <p><下流部築堤区間>魅力ある水辺とのふれあいの場の創出</p>	<p>地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。</p>	<p>河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。</p>	<p>流域市や関係機関などと連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>					
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保			項目削除								

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項
 第4節 河川の維持管理
 1 河川の維持管理
 (1) 維持・修繕工事の実施
 ① 河道、堤防、護岸等
 ② 親水施設等
 ③ 樹木等
 ④ 水文観測施設
 (2) 不法行為等への指導
 (3) 除草・清掃の実施
 (4) 適切な施設操作の実施
 (5) 占用許可工作物への適切指導

実施目標

河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。

施策の概要

平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状況を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
			実績 (D)				
R3	R4	R5	R6	R7			
(1) 維持・修繕工事の実施	① 河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	未低下や異常洗掘箇所における根固工など洗掘対策、洗掘能力が著しく低下している箇所における河道削等、堤防・護岸の劣化箇所における修繕工	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施			
	② 親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	河川区域の巡視・点検、堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じた維持掘削、堤防・護岸の修繕工事			
	③ 樹木等	適切な樹木管理	河川区域の巡視・点検、堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じた施設更新			
	④ 水文観測施設	水文観測施設の機能確保	治水支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて施設更新			
			適切な樹木管理についての検討	通正な樹木管理について検討			
			水文観測施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じて施設更新			

(2) 不法行為等への指導	治水と著しい支障がある不法行為者への指導（関係部局連携）	不法行為者への指導 ・クリーン市サ戦（県市サ同） ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施					
(3) 除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	河川愛護活動・ひょうろーニア・ドット等に対する清掃資材提供等の支援 回取ゴミの適切な処理（県市連携）	継続的に実施	項目削除				
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮 水防倉庫の適正活用 河川管理上支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善	樋門等の機動作の実施・指導 水防倉庫の適正活用 河川管理上支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認 「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検、水防時の適正活用	項目削除				
(5) 占有許可工作物への適切指導	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	施設管理者への指導 運転調整方法の検討	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施 総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)			
--------------------------------------	--	--	--

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 2 流域連携 (1) 地域社会と河川の良好な関係の構築 ① 流域対策・減災対策 ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携
実施目標	「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。
施策の概要	適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良好な関係の構築」「自律的な流域ネットワークへの支援」を柱とした武庫川づくりに取り組み。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7			
(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアプト等の実施												
	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定												
	学校・公園・ため池を利した貯留施設の整備 (流域連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設の整備 (流域連携)												
④ 流域対策・減災対策	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知												
	動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)												
② 川の景観づくり	地域のまちづくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり(各市連携)												
	河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)												

項目削除

項目削除

項目削除

「参画と協働」の推進

④水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)							
	(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等 他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催 活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施 「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施 適宜実施 ホームページを活用した情報提供の実施					
	(3)自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援 自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークの具体的な連携の具	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聞きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。					

<凡例>④：武庫川流域内の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
		点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)				

治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。

実施目標

事業実施前後のモニタリング

- ① 定期的な観測によるデータの把握
- ② 事業実施前後のモニタリング
- ③ 流量観測データの蓄積

地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。

また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用 ・住民等との情報共有	継続的に実施									
	観測精度の維持・向上	日常の保守点検	継続的に実施									
		必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施									
① 定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積量、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施									
	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、水生植物、河川景観等のモニタリング	継続的に実施									
	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施									

項目削除

項目削除

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

河川整備計画の事項・項目	実施目標 河川整備計画の着実な推進。
第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有	
施策の概要	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図る。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
		第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)		
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	実績 (D)				
(1) 河川整備計画の進行管理	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理の実施	R3	R4	R5	R6	R7
(2) フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	廃止				
(3) 地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
		点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
--------------------------------------	--